

大阪教育大学附属池田中学校 部活動方針

大阪教育大学附属池田中学校では、部活動を通じて生徒の心身の成長を促進し、生涯にわたって芸術・文化等に親しみ、あるいは豊かなスポーツライフを実現する基礎の形成を図るため、部活動方針を策定する。

1. 体制

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の適正な勤務の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適切な数の部活動を設置する。
- イ 各部は、年間の活動計画を作成し、安全推進部のクラブ担当・学校安全主任・校長に提出するとともに、指導者は定期的に活動実績を報告し、安全で生徒の自主性を重んじる活動を行う。
- ウ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教員ともに負担が過度とならないように適宜指導・是正を行う。

2. 目的

- ア 充実した学校生活を送り、趣味豊かな人柄を育て、余暇を活用する態度を養う。
- イ 人間的なふれあいを大切にし、集団の一員としての自覚や、他と協議して楽しく豊かな集団生活を築く態度を育てる。
- ウ ア、イを通して自主的・自律的な態度を育てる。
- エ さまざまな活動にふれ、知性・身体・心のバランスをとることができる態度を育てる。

3. 取り組み

- ア (適切な指導)
指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止につとめ、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ (活動計画)
年間活動計画には、上級生を中心として部員によって前年度末に作成し、次のような内容を盛り込む。
活動メンバー、活動目標、活動内容、基本的な活動日と活動時間、活動場所、活動の流れ、必要物、部活動ルール、安全面の留意事項、学校・社会に対する貢献、大会参加の有無を記載する。
- ウ (活動・休養日等)
- ① 原則として、活動は最大週3日間(土日祝含む)とし、基本的には土曜および日曜・祝日等は活動を行わない。ただし大会前や文化祭の発表前などの特別な場合に限り顧問と相談のもと、以下の条件を満たしたうえで活動日を増やしたり、土日祝に活動を行ったりすることができる。
- ・大会などの特別な場合であり、顧問の了承を得ていること。
 - ・土、日、祝の活動については顧問もしくは管理職・そのほかの教諭が活動場所にいること。
- ② 大会の出場に関しては、事前に顧問と相談し、原則年間2つまで大会に出場することができる(80期生引退のR9年度まで)。ただしその場合、以下の条件を満たす必要がある。
- ・参加をする前の年に提出する活動計画書に大会の詳細を記し、管理職とそのときの顧問の許可を得ていること。
 - ・専門性を有する活動に関しては、顧問がその専門性を有し、かつ了承していること。顧問が専門性を有していない場合、外部指導員を確保している状態にあること。なお外部指導員に関しては、顧問だけでなく、管理職の協力のもと卒業生や保護者などにも協力を打診すること。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設け

る。

- ④ 兼部できるクラブは2つまでとする。ただし、運動部の兼部はなし。

エ (活動時間) 時間を守る(大切にす)活動を行う。

平日は17:15活動終了。着替え等を終わらせ、原則17:25までに松の木前を通過する。

(12月～1月末は16時55分までに松の木前を通過)。

また、始業時間前の練習(朝練)は認めない。

オ (定期考査前の活動)

定期考査前1週間は活動を行わない。ただし、考査1週間前から考査後にかけて公式試合のある場合に限り、学校に届けることにより、ケガ防止の為の活動をすることができる。この場合、活動時間は放課後1時間を限度とし、定期考査中は最終日を除いて活動することができない。

カ (クラブの新設について)

新設の部は、次の条件を満たすものについて、クラブ新設期間(12月)に申請を行い、その後の職員会議の承認をもって認められる。

- ① 本方針2の目的に合致するクラブであること。
- ② 加入希望の生徒が10名以上あること。ただし兼部は2クラブまでとする。
- ③ 既存のクラブの活動場所とは被らない活動場所が確保できること。また運動部の場合であれば雨の場合の活動場所を確保できていること。
- ④ 顧問が就任を承諾していること。ただし2つのクラブを持っている先生は顧問として認められず、管理職を除く教諭のみが顧問となることができる。

上記の条件が揃ったのち、活動計画書を作成し、安全推進部と管理職で会議を行い、職員会議の承認をもって新設のクラブとして成立する。

(解散対象) 以下の条件にあたるクラブ解散審査対象とする。

- ① 所属するクラブ員が5人未満(兼部含む)、次年度の募集時に10人以上の部員数とならなかった場合。
- ② 目的ア～エにそぐわない活動をした場合。

上記の条件のいずれかにあたる場合、解散審査対象となり、12月の安全推進部・管理職によって次年度の募集に関わる決定を行う。

(解散の手続き)

課外クラブがその活動内容において、存続不可能と認められる場合、課外クラブ委員会(クラブ顧問・安全推進部・管理職)の発議により、自治委員会と職員会議の承認をもってその部は解散となる。

キ 校長は、これらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜支援および指導・是正を行う。